

令和2年度都市建設委員会調査報告書

生駒市バリアフリー基本構想及び特定事業計画について

令和2年11月27日

Ⅰ 調査の概要

(1) 調査の背景と目的

令和2年5月20日付の文書において、市からバリアフリー基本構想の策定に着手する旨の報告があり、令和2年度中に策定するスケジュール案が示された。また、基本構想をもとに、来年度以降は、特定事業計画の策定に向けて動き出す予定である。

そこで、市の動きを踏まえ、構想の素案策定段階から議会が調査、研究を行うことで、バリアフリーの推進について現状を確認し、課題の抽出、解決に向けて施策の提言を行うことができると考え、「生駒市バリアフリー基本構想及び特定事業計画について」をテーマとして調査を行うものである。

バリアフリー基本構想とは・・・

- ・近年、駅、道路等でバリアフリー化が進められてきたが、施設ごとにばらばらにバリアフリー化が進められ、連続的なバリアフリー化が図られていない等の課題があった。このことから、バリアフリー法に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者・障がい者などが利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、駅・道路・建物などバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、市町村が、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができることとなった。
- ・市町村が作成した「基本構想」に基づき、関係する事業者・建築主等は、具体的な事業計画を作成し、事業を実施していくこととなる。

(2) 調査の経過

調査日	調査内容・ヒアリング項目
令和2年6月12日	●都市建設委員会 テーマ別調査の実施と調査テーマについて →テーマを「生駒市バリアフリー基本構想及び特定事業計画について」として調査することを決定
令和2年8月11日 午前9時から	●都市建設委員会ヒアリング調査及び現地視察 ・生駒市バリアフリー基本構想及び特定事業計画について ・近鉄南生駒駅周辺地区の現況について →担当課から説明を受け、質疑するとともに、近鉄南生駒駅周辺地区の現況について現地視察を行った
令和2年11月4日 午前9時30分から	●都市建設委員会ヒアリング調査 生駒市バリアフリー基本構想(素案)について →担当課から素案の説明を受け、質疑を行った
令和2年11月19日 午後1時から	●都市建設委員会 テーマ別調査報告書の取りまとめについて →報告内容を決定

2 関係課へのヒアリング及び現地視察

調査にあたって、まず、本市のバリアフリー基本構想の策定に向けた取組について担当課からヒアリングを行った。8月11日に行った第1回のヒアリングでは、バリアフリー基本構想の位置付けや記載事項、本市におけるバリアフリー基本構想の検討の進め方、バリアフリーに関連する本市の概況等について説明を受け、質疑を行った。また、基本構想の中で重点整備地区として設定される南生駒駅周辺地区のバリアフリーの現況を確認するため、現地視察を行い、鉄道駅、道路等のバリアフリー化の現況や問題箇所について確認を行った。

また、11月4日に行った第2回のヒアリング調査では、11月2日のバリアフリー基本構想推進協議会の中で、バリアフリー基本構想(素案)が示されたことから、その内容について説明を受け、質疑を行った。

〔第1回 ヒアリング調査〕

●日時

8月11日(水)午前9時～

●質問項目

生駒市バリアフリー基本構想及び特定事業計画の策定について

〔現地視察〕

●日時

8月11日(水)ヒアリング調査終了後

●視察場所

近鉄南生駒駅周辺地区

〔第2回 ヒアリング調査〕

●日時

11月4日(水)午前9時30分～

●質問項目

生駒市バリアフリー基本構想(素案)について



3 生駒市バリアフリー基本構想(素案)について

(1) 目的

バリアフリー基本構想の制度により多くの関係者の協働のもと、区域で一体的なバリアフリー化を図ることができることから、こうした制度を活用し、高齢者や障がい者だけでなく、幅広く誰もが安心して暮らせるまちづくりを、多様な関係者の協働により推進することを目的に策定する。

(2) 位置付け

基本構想は、バリアフリー法第25条第1項に基づく、重点整備地区におけるバリアフリーの方針や特定事業等を示すものであり、第6次生駒市総合計画を上位計画とし、まちづくり、交通、福祉等に関する上位、関連計画と整合を図り、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」を踏まえて策定する。

(3) 期間

基本構想の期間は令和3(2021)年度から令和13(2031)年度までの10年間。
なお、特定事業の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて中間見直しを行う。

(4) 基本理念と基本方針

生駒市のバリアフリーの基本理念

「暮らしやすく参加しやすい、バリアフリーでつながる地域づくり」

基本理念を実現するための基本方針

・安心安全なネットワークの確保

鉄道駅や公共施設等の主要な拠点と、その周囲に立地する市民生活上の不可欠な各種目的地に至るまでの経路のバリアフリー化を推進することを通じて、すべての人が安全に安心して移動できる、人にやさしい交通環境を目指します。

・誰もが参加できるユニバーサルデザインのまちづくり

すべての人にとって快適なユニバーサルデザインのまちづくりを推進することを通じて、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが自立して暮らせるだけでなく、社会の一員としてあらゆる社会活

動に参加できる、活気ある魅力的なまちづくりを目指します。

・心のバリアフリー

さまざまなハンディキャップを持つ人々が直面する障壁(バリア)を市民一人ひとりが相互に理解し、自らそのバリアを取り除き支え合う「心のバリアフリー」を推進することを通じて、誰もが人として尊重され、安心して暮らしを営むことができるまちを目指します。

(5) 特定事業について

特定事業とは、生活関連施設(高齢者や障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設)や生活関連経路(生活関連施設相互間の経路)に関する具体的なバリアフリー化の内容を定めるもので、特定事業に指定されると事業の実施者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。「公共交通」、「道路」、「路外駐車」、「都市公園」、「建築物」、「交通安全」、「教育啓発」の7つの特定事業があり、基本構想では各特定事業の基本的な整備方針を定めている。

特定事業の基本的な整備方針の例

[公共交通特定事業の基本的な整備方針](抜粋)

- ・特定旅客施設、鉄道車両及び乗合バス車両を対象とする。
- ・「公共交通移動円滑化基準」に適合することを基本とするが、既存の施設については、直ちにすべての基準を満たすことは困難である場合があるため、特に以下の項目については可能な限り事業者と調整を図り、事業化の見込みのあるものから、順に整備を進めることとする。

① 特定旅客施設

(移動等円滑化等された経路の確保)

- ・駅の出入口から改札口を経て車両の乗降口に至る一連の経路及びトイレ等の施設を結ぶ経路について、移動等円滑化された経路を1以上確保する。
- ・移動等円滑化された経路においては、移動等円滑化基準を踏まえ、幅、勾配、戸の構造、広さ等が、車いすでの通行や転回が可能なものとする。

(通路・階段)

- ・段差部分には、段の存在を認識できる警告色を設置する。

(トイレ)

オストメイト対応の多機能トイレを1以上設置する。

② 鉄道車両

- ・車両内に車いすスペースを設ける。

③ 乗合バス車両

- ・ノンステップバス等の車いすで乗降できる構造とする。

(6) 重点整備地区について

重点整備地区とは

- ① 旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の生活関連施設がおおむね3つ以上あり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区（おおむね400ヘクタール未満）
- ② 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路）についてバリアフリー化が特に必要な地区
- ③ バリアフリー化の事業を重点的、一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

生駒市バリアフリー基本構想において設定する重点整備地区

重点整備地区	南生駒駅周辺地区
「南生駒駅周辺地区」を重点整備地区とする理由	・総合計画及び都市計画マスタープランにおいて地域拠点として位置付けられ、生活や交流を支援する機能が集約された拠点形成を図ることが求められる。 ・南生駒駅から約200mに位置する「南コミュニティセンターせせらぎ」は、地域のコミュニティ・文化施設として、図書館、集会や市民サービスの機能を担っており、駅及びその経路も含め一体的にバリアフリー整備を行うことが求められる。 ・南生駒駅は、地域拠点の中核となる鉄道駅として期待される一方バリアフリー対応が遅れており、基準への適合が求められる。

(7) 重点整備地区において実施すべき事業について

特定事業の基本的な整備方針及び南生駒駅周辺地区の現況を踏まえ、「特定事業」及び特定事業に該当しない「その他の事業、ソフト対策」を実施する。

目標時期を短期（おおむね3年以内に整備を目指す）、中期（おおむね6年以内に整備を目指す）、長期（おおむね10年以内の整備を目指す）の3段階に分けて実施する。

実施すべき事業内容（抜粋）は以下のとおりである。

なお、南生駒駅周辺地区は県により竜田川河川改修事業及び国道168号小平尾バイパス整備事業が実施されており、これらの事業により道路の配置や構造そのものが今後変化することが想定されることから、まず、駅舎のバリアフリー化及び駅東西間の移動経路の整備を行い、その後県事業と連携し鉄道駅西出口付近、周辺道路における歩行者空間の確保について、具体的な手法を検討する。

[公共交通]

近鉄南生駒駅

対象施設	事業内容		事業者	目標時期		
	■:特定事業 □:その他の事業・ソフト対策			短期	中期	長期
駅改札 車いす用出入口 (スロープ)	駅舎の地平化	■駅東西共の地上部に改札口の設置(地下改札口の廃止)	近鉄※	○		
		■スロープ勾配の改修	近鉄※	○		
		■点字ブロックの改修	近鉄※	○		
トイレ	バリアフリー対応	■多機能トイレの設置	近鉄※	○		
待合室		■バリアフリーに即した改修	近鉄※	○		
音声案内	安全性の向上	■誘導チャイム(音声案内)の設置	近鉄※	○		
ホーム及び 駅西口の入口	安全性の確保	□ホーム縁端部及び段差部における視認性向上のための警告色設置	近鉄	○		

※鉄道事業者が国、県及び市からの補助金を受け実施する。

[道路]

① 鉄道駅周辺(近鉄南生駒駅)

対象施設	事業内容		事業者	目標時期		
	■:特定事業 □:その他の事業・ソフト対策			短期	中期	長期
駅東西間の移動	移動経路の円滑化	■バリアフリーに即した駅東西の移動経路の整備(跨線横断歩道橋の整備)	生駒市 近鉄		○	
西口駅前	車両乗降場等の整備及び歩道の改善	■駅へのアクセス車両を対象とした乗降帯の整備	生駒市 奈良県 近鉄			○

② 国道168号(現道)

対象施設	事業内容		事業者	目標時期		
	■:特定事業 □:その他の事業・ソフト対策			短期	中期	長期
大登大橋東詰 ～小瀬橋東詰	平坦性の確保	□舗装の損傷箇所の修繕	奈良県	○		
	歩行空間の確保	□バリアフリーに即した歩行空間の確保	奈良県	※1		
小瀬橋周辺	歩道の平坦性の確保	□舗装の損傷箇所の修繕	奈良県	○		
	歩行空間の改善	□バリアフリーに即した歩行空間の確保	奈良県	※2		
小瀬橋西詰～ 小瀬北小平尾支 線1号との交差点	平坦性の確保	□舗装の損傷箇所の修繕	奈良県	○		
	歩行空間の改善	□白線の明示、カラー舗装による歩行空間の改善	奈良県	※2		

※1 道路幅員の確保が必要となることから、用地の確保等の課題があるため整備には期間を要することとなる。河川改修事業やバイパス整備事業の進捗及び地元との合意形成等が前提となることから、奈良県、生駒市、公安委員会等の関係機関と協議を行い、実施に向けた検討を行う。

※2 事業実施時期は河川改修事業と併せたタイミングとなる。

〔建築物〕

生駒南中学校

対象施設	事業内容		事業者	目標時期		
	■:特定事業□:その他の事業・ソフト対策			短期	中期	長期
体育館	移動経路の円滑化	■スロープ設置等に伴う入口の段差解消	生駒市	○		

〔教育啓発〕

対象施設	事業内容		事業者	目標時期		
	■:特定事業□:その他の事業・ソフト対策			短期	中期	長期
生駒市全域	学校と連携して行う教育活動	■小中学校におけるバリアフリー教育の実施	生駒市	○*		
	市民を対象とした啓発活動	■講座等の啓発活動の実施	生駒市	○*		
	従業員等を対象とした啓発活動	□従業員に対する接遇教育の実施	交通事業者及び施設管理者	○*		
		□市職員に対する障がい者理解に向けた啓発活動の実施	生駒市	○*		

※速やかに着手し、継続的に実施する。

(8) 推進体制

基本構想で位置付けた特定事業については、各施設の設置管理者等がそれぞれ特定事業計画を作成し、事業を実施していく。また、特定事業以外の事業についても、基本構想に沿ってバリアフリー化の対応を進める。

特定事業等の実施状況を点検、評価し着実に進行管理を行うため「生駒市バリアフリー基本構想推進協議会」において、市民、事業者、市が緊密に連携を行う。

また、重点整備地区においては、特定事業及びその他の事業について、「生駒市バリアフリー基本構想推進協議会」を軸とした PDCA サイクルにより、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の確保・改善、また段階的かつ継続的な向上（スパイラルアップ）を図る。

※基本構想（素案）の内容については令和2年11月2日に開催された第2回生駒市バリアフリー基本構想推進協議会の資料を基に記載しています。基本構想の内容については策定段階で変更になる可能性があります。

4 調査を踏まえてのバリアフリー基本構想(素案)に対する委員意見

- P5、「1.3. 基本構想の期間」、P20、「3.2. [2] 基本構想の策定プロセス」及び P63、「[1] 目標時期の段階的・継続的な取組」のそれぞれの図表を一つにまとめ、全体像が把握できるタイムテーブルを作成し、分かりやすくして貰いたい。

- P19 3.1 バリアフリーの基本理念の「暮らしやすく参加しやすい、バリアフリーでつながる地域づくり」について
→バリアフリーを推進することによって高齢者や障がい者が社会生活を送りやすくなり、社会参加を促すことになる、そういう「地域づくり」を進めることで人と人が、あるいは人と地域がつながっていくと理解したが、圧縮しすぎて十分に伝わらない。「人と地域がつながるバリアフリーのまちづくり」とし、あとは説明を読んで貰うようにしてはどうか。

- P19 基本方針の「◎誰もが参加できるユニバーサルデザインのまちづくり」について
→「ユニバーサルデザインのまちづくり」に参加するように読めるが、説明を読むと「社会活動に参加できる」よう「ユニバーサルデザイン」の推進が必要ということなので「◎すべての人の社会活動を可能にするユニバーサルデザインのまちづくり」とした方がいいのではないか。

- P19 基本方針の「◎心のバリアフリー」は、同じ基本方針として記載されている「◎安心安全なネットワークの確保」が「確保」、「◎誰もが参加できるユニバーサルデザインのまちづくり」が「まちづくり」という名詞化された動詞で終えているので、それに合わせて「◎心のバリアフリーの推進」もしくは「◎心のバリアの除去」とした方がいいのではないか。

- P21 [2] 重点整備地区の基本的な設定方針について
→重点整備地区の見直しについては、現在の重点整備地区のみならず、新たな重点整備地区の追加も含めて検討を行う必要があると考えることから、「○ 重点整備地区の設定について、基本構想の進捗及び市域の環境の変化等を踏まえ、適宜見直しを行います」という文章を追加してはどうか。

- P32 3.4. 4心のバリアフリーの取組 [1] 理解を深めるための啓発・広報活動について
→文章の最後に「特に重点整備地区においては、モデル的な取組を進めます」を追加してはどうか。

- P64~P68 6. 実施すべき事業について
→[4] 道路、[6] 交通安全は目標時期が中期または長期になっている。目標時期までの間何も見えないように見える表になっているが、実際には実施に向けて検討、協議、調整等が行なわ

れると考えられることから、以下のように矢印を付し、注をつけておいてはどうか。

	目標時期		
	短期	中期	長期
	→	○

5 調査を踏まえての市のバリアフリーに対する意見

- 生駒市バリアフリー基本構想は重点整備地区のみならず、市全体のバリアフリーに対する考え方や取組の進め方を示したものであることから、重点整備地区での取組を進めることはもちろんのこと、重点整備地区での取組を市全体のまちづくりに展開することで、市全体のバリアフリーをどう進めていくかが重要であると考え。市民からの要望や緊急に対応が必要な事項についても適宜適切に対応し、市全体のバリアフリーの取組を進められたい。
- バリアフリー基本構想の中で重点整備地区に設定されている「南生駒駅周辺地区」は、駅東西間の移動がエレベーターのない地下通路を利用するしかない、駅舎に多機能トイレが設置されていない、駅西口に面する国道168号線は十分な歩道が整備されておらず、歩行者に対する安全面に大きな課題がある等、バリアフリー上の大きな課題を抱えた地区である。また、駅は近畿日本鉄道株式会社（近鉄）が、駅西側の国道168号線、一級河川竜田川は奈良県が管理を行っており、市単独で事業を進めることは困難な地区である。このことから、基本構想にも記載のあるとおり、近鉄、奈良県との連携をより一層密にし、県による竜田川河川改修事業、国道168号小平尾バイパス整備事業と一体的に整備を進めることが重要と考える。また、その際、近鉄や県の動きに合わせるだけに留まらず、市としてもリーダーシップを発揮し積極的に協議、調整を行い、互いの考えの意思統一を図ることで、事業の早期の進捗を図られたい。
- 駅、道路、建物等のハード面のバリアフリー化の推進とともに、ハード面だけでは対応しきれない部分について、心のバリアフリーの取組、ソフト対策を進めることが重要と考える。教育、福祉、人権等庁内の関係部署と連携を図り、各種の啓発、広報活動、教育活動を推進されたい。

生駒市議会都市建設委員会

委員長 梶井憲子

副委員長 恵比須幹夫

委員 中谷尚敬

委員 塩見牧子

委員 片山誠也

委員 松本守夫